～国籍相談について～

国籍に関する相談（帰化，国籍取得，国籍離脱等）について，本局及び全支局において，予約制となっておりますので，お電話（管内法務局一覧参照）でご予約の上，ご相談にお越しくださるようお願いします。

【相談時のお願い】

初回相談の場合，家族関係や生計関係等について詳しくお聴きした上で，必要書類等について案内させていただきますので，１～２時間程度かかります。

また，相談に来られる方は申請者御本人以外でもかまいませんが，家族関係や生計関係等を知っている方が相談に来ていただくようお願いします。

なお，書類の受付の際は申請者本人が来庁する必要があります。

２回目以降の相談の際は，お渡しした必要書類一覧表と書類一式をお持ちください。